

健康寿命は 県内トップ!!



施設・設備は不健康!

老朽化がすすむ保健センター

第2回定例会

令和6年第2回定例会が、6月4日から6月12日までの9日間開催されました。
提出された議案は、専決処分に関するもの3件、条例の制定に関するもの3件、令和6年度一般会計及び特別会計等の補正予算の議定に関するもの5件、町有地における事故の報告1件、令和5年度一般会計の繰越明許費繰越計算書の報告1件の合計13案件でした。
また、議員発議の意見書が1件提出されましたが、否決されました。

一般会計補正予算 (第1号)

問 保健センター空調設備の改修は、今後の運営形態を視野に入れたものか。

答 今回は空調設備の改修となるが、施設自体が老朽化している。全体的な設備を点検し、長期的な計画を考えていく。

地域型保育事業の設備 及び運営の基準に関する 条例の一部改正

問 保育士・保育従事者の配置基準の改正は、要望があったからか。

答 国の基準が改正されたためだ。

指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正

問 条文に暴力団員に関するものが盛り込まれている。これは、暴力団員が関わっていないことを確認するために誓約等を求めるものか。

答 指定密着型サービス事業者に法律の規定する「暴力団員及び鳩山町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団関係者でないことを誓約する誓約書」の提出を求めるものだ。

一般会計補正予算 (第2号)

問 まちづくり応援基金繰入金80万円は、企業版ふるさと納税寄附金か。

答 企業版ふるさと納税寄附金で、企業4社からのものだ。

問 住民票等への振り仮名、マイナンバーカード

へのローマ字記載等のスケジュールは、いかがかな。
答 令和7年5月頃になる。

〈反対討論〉

住民基本台帳国庫補助金と社会保障・番号制度システム構築整備国庫補助金を受け取り、それを使用することに反対だ。
(根岸)

国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

〈反対討論〉

マイナンバーカードと保険証一体システム整備事業費補助金が使われるということに反対だ。
(根岸)

〈反対討論〉

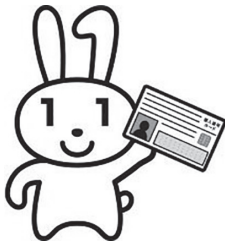
国に対して鳩山町議会から「紙の保険証を廃止しないように」と意見書を提出している。

本来、マイナンバーカードは任意取得であるのに、実質的に義務化となるマイナ保険証には、納得がいかない。(野田)

介護保険特別会計補正予算(第1号)

〈反対討論〉

一般会計から繰入れがある。マイナンバーカード関連の補助金と称するので反対だ。(根岸)



地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書

反対多数で否決

大規模災害や感染症の大流行などの非常事態であれば、個別法に規定がなくても、国が自治体に対する指示権を拡大することが規定された地方自治法改正案が、5月30日の衆議院本会議で可決された。今回の改正案は、政府が閣議決定の手続きを経れば、個別法に規定がなくても、自治体に対し法的義務を持つ指示を行えることを規定する内容である。

地方自治法は、第1条において、「この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大纲を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と定めている。

しかし、今回の改正案は「地方自治の本旨」とされている地方公共団体の団体自治及び住民自治の2つの意味における地方自治の確立とは相入れないものである。また、地方自治法第245条の3、普通公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」と定められていることにも反するものである。

地方公共団体の自主性や独立性が担保され、地方分権の流れを逆行させるものであってはならないと考える。

よって、鳩山町議会は、国会及び政府に対し、政府の統制力がいたずらに強められることなく、地方自治の自主性・自立性が守られるよう、下記の事項を強く求める。

記

1. 地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限するような地方自治法改正は行わないこと。

〈反対討論〉

衆議院で提示された当法案資料によれば、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」となった場合、あるいはその恐れがある場合、国は自治体より情報と意見を求め、状況把握に努めた上で、国民保護の措置の確かつ迅速な実施を確保するため、必要な指示をすることが出来る、とある。

国県市町村の連携強化が法案提出の理由だと言っている。

かつて、阪神淡路大震災では、自治体と国そして自衛隊への連絡や意思疎通が迅速にできなかったために、自衛隊の初動が遅れ、助かる命も助からなかったこともあり、当法案は必要な法案と考える。よって当法案に対する反対の意見書提出には反対する。(関根)

〈賛成討論〉

政府は今国会で、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」の時に、国

が地方に「指示」を行うことができる地方自治法を改正しようとしているが、この「事態」とはいかなる事態なのか。この事態とはあまりに抽象的で、国による恣意的な「指示」がまかり通ってしまいかねない。

必要であるならば、個別法の災害対策基本法などの改正で対処すべきであって、一般法である地方自治法を改正して、国の指示権を拡大することは、地方分権法で「国と自治体は対等とする」に

逆行し、地方分権・地方自治の後退につながることも考えられることから、地方自治に関わる地方議員として本意見書について賛成する。(清水)

指示権の導入は地方自治に反し、地方自治の確立と相いれないものである。普通公共団体に対する国の関与は必要最小限のものとする。1991年の地方分権一括法では、地方分権を掲げながら、法廷受諾事務を温存し、自治体への指示、代



執行など、国の強力な関与の仕組みをつくった。よって、こういう地方自治を破壊するおそれのある地方自治法の改定案を可決しないよう求める。(根岸)